

# 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 募集要項

## － 概要 －

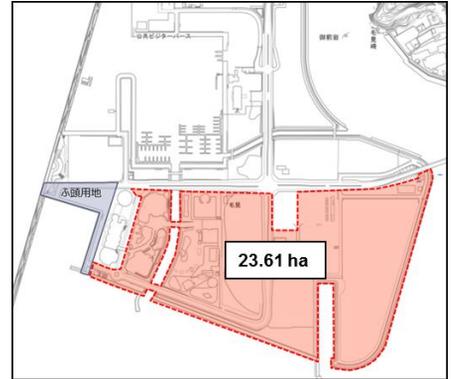
【2020年11月6日修正版】

### 1 事業名

- 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業

### 2 I R 予定区域の位置及び規模

- 所在地：和歌山市毛見字馬瀬（和歌山マリーナシティ）
- 面積：23.61ha
- 価格：8,666,292,859円



### 3 I R 事業者を求める要件等

#### 〈和歌山 I R のコンセプト〉

- 和歌山の自然美や文化、精神性との共生を踏まえた「Sports & Wellness」をコンセプトに、多種多様な観光資源を背景にしたリゾート型 I R
- 施設の意匠は日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」との調和を図り、新たな景観形成に寄与
- 南海トラフ巨大地震等に対して強靱かつ「津波による死者ゼロ」を充足する施設及び運営
- 和歌山 I R 自体を最先端の技術や取組のショーケースとすることや、ユニバーサルデザイン、多文化共生、フェアトレード等エシカル消費の観点からも世界最先端であること

#### 〈安定的・継続的かつ安全に運営できる能力及び体制〉

- 財務面からみて安定的であり、長期的に事業を継続できること
- I R 開業時の大規模雇用について、計画的かつ確実に実施し、高等教育機関との連携や、要人対応・緊急時対応等の接遇を可能とする人材育成にも取り組むこと
- 反社会的勢力の排除の徹底に取り組むこと
- 全般的なコンプライアンスの確保に取り組むこと
- 新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組を講じること

#### 〈地域経済の振興及び地域社会への貢献〉

- 和歌山 I R の持続的な発展に資するため、和歌山の産品の利用など、地域経済との連携を図り、地域経済及び地域社会の発展に向けた取組を積極的に推進すること
- カジノ利用額に応じて付与される特典を I R 施設外の和歌山県内観光施設等においても利用可能とするなど、来訪者を I R 区域外に誘導するための仕組みを構築すること

#### 〈和歌山 I R を構成する施設等〉

##### ▶ M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設）

- 世界的な旅行フォーラム等の誘致や、ビッグデータを活用した観光統計・情報等を国内外に発信することにより、和歌山 I R を日本の観光産業の拠点の一つとすること
- 和歌山 I R / M I C E 推進協議会や高等教育機関等と連携した誘致活動

##### ▶ 魅力増進施設

- 伝統、文化、芸術等の日本の魅力を最先端技術との融合により発信することに加え、和歌山をはじめ伊勢湾、紀伊半島、四国圏等の歴史ある食文化や四季を感じる和食についても、五感で感じる工夫をもって、その魅力を発信及び提供すること

## ▶送客施設

- 日本各地の観光情報を最先端技術で発信するとともに、旅行に必要なサービスをワンストップで提供し、来訪者を各地へ送り出すコンシェルジュ機能を充実させ、地方部と世界をつなぐ観光ゲートウェイを形成
- 関西圏のみならず、伊勢湾、紀伊半島、四国圏等の観光資源を巡礼や食文化などストーリー性のあるテーマでつなぎ、新たな観光街道を形成
- 外国語対応人員の配置やA Iの活用など機能性も備えた体制を構築

## ▶宿泊施設

- 各国の要人やV I Pの受け入れはもとより、「Sports & Wellness」を取り入れたサービスや他の中核施設との連携によるシームレスなサービスを提供できる設備と体制をもって、国内外からの来訪や長期滞在を促進

## ▶カジノ施設

- 破産リスクやギャンブル依存症等を防止するため、法律による対策に加え、現金による入金機能や上限額の設定機能が付与されたI Rカードの作成義務及び依存症対策専門員を配置

## ▶来訪及び滞在促進寄与施設及び関連する施策

- 海上交通の運営、高速バスターミナル等の整備、運営を行うとともに、M I C Eイベント開催時の規模や頻度に応じた交通ネットワークを構築
- 飲食、物販等について、一般的な商業施設とは一線を画した質の高い集客力のある施設を配置

## ▶その他

- I R事業の公益性確保の観点から、I R事業者はカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための措置やI R区域周辺の開発、交通環境の改善及び区域の魅力向上のために必要な再投資等に協力

## 4 和歌山I Rの事業期間及び設置運営費用

- 区域整備計画の認定日から40年間  
(※ I R事業の継続を前提に延長期間等について、協議することが可能)
- I R事業者は実施協定に特段の定めがある場合を除き、I R実施に要する全ての費用を負担

## 5 想定スケジュール

| 時期           | 項目          |
|--------------|-------------|
| 2021年春頃      | 優先権者(※)の選定  |
| 2022年4月28日まで | 区域整備計画の認定申請 |
| 2022年夏頃から秋頃  | 国による区域認定    |
| 区域認定後速やかに    | 実施協定の締結     |
| 2023年春頃      | 土地の引き渡し     |
| 2026年春頃      | I R開業       |

(※) 優先権者とは、I R事業予定者のことをいう。

## 6 優先権者の選定方法

- 有識者等からなる「事業者選定委員会」を設置

| 役職   | 氏名     | 現職等   |
|------|--------|---|
| 委員長  | 谷口 博昭  | 一般財団法人 建設業技術者センター 理事長、<br>芝浦工業大学 客員教授               |
| 副委員長 | 苗村 淑子  | 大阪成蹊大学 経営学部 客員教授                                    |
| 委員   | 池田 学   | 公認会計士・税理士、池田公認会計士事務所 代表、<br>税理法人SORA 社員税理士          |
|      | 久保 成人  | 東京空港交通株式会社 専務取締役                                    |
|      | 坂井 浩史  | 公認会計士、RSM清和監査法人 代表社員 神戸事務所長                         |
|      | 辻 義之   | 元警察庁生活安全局長、元和歌山県警察本部長                               |
|      | 宗本 順三  | 一級建築士、株式会社ラウムアソシエイツ一級建築士事務所<br>代表取締役、京都大学 名誉教授 工学博士 |
|      | 山形 康郎  | 弁護士法人 関西法律特許事務所 パートナー                               |
|      | 吉川 左紀子 | 京都芸術大学副学長、同大学文明哲学研究所所長                              |

- 選定委員会からの審査結果を受けて、県が優先権者を決定
- 選定委員会による主な審査項目
  - ▶ I R 区域全体のコンセプト及び事業のあり方
  - ▶ 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与  
(新たな観光ゲートウェイ・観光街道の形成)
  - ▶ 安定的・継続的な事業運営及び区域全体の魅力維持・向上
  - ▶ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

## 7 優先権者の選定スケジュール

- 募集期間 2020年3月30日(月)～2021年1月15日(金)
  - ▶ 以下のスケジュールに沿って、優先権者を選定(※国の動向を踏まえ、必要に応じて変更)

| 時期         | 項目                       |
|------------|--------------------------|
| 2020年4月30日 | 応募企業又は代表企業の参加資格審査書類の提出期限 |
| 2020年5月頃   | 応募企業又は代表企業の参加資格審査結果の通知   |
| 2021年1月15日 | 提案審査書類提出期限               |
| 2021年春頃    | 優先権者の選定                  |